令和6年度茨城県放課後児童支援員等研修事業業務委託に係る企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、茨城県(以下「県」という。)が「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号)の「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」に基づき実施する、「茨城県放課後児童支援員等研修(茨城県放課後児童支援員認定資格研修事、茨城県放課後児童支援員等資質向上研修事業)」の業務受託者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1)委託事業名

令和6年度茨城県放課後児童支援員等研修事業

- (2)委託業務内容
 - ①令和6年度茨城県放課後児童支援員認定資格研修事業
 - ②令和6年度茨城県放課後児童支援員等資質向上研修事業 ※詳細は、別添1「令和6年度茨城県放課後児童支援員等研修事業業務委託仕様書」 において定めることとします。
- (3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 委託上限額

14,787,960円(うち消費税及び地方消費税の額1,344,360円)

(5) 契約書

別添2契約書(案)のとおり

3 公募型プロポーザル方式による業務委託候補者選定

業務委託候補者(以下「委託候補者」という。)の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

受託を希望する方は、公募型プロポーザルに参加申し込みを行い、以下のとおり提案を行ってください。提案内容等について書類審査の上、本事業の実施に最も適した提案者を委託候補者とします。

なお、プロポーザル参加に係る諸経費は、全て参加者の負担になります。

4 応募資格

次の要件のすべてを満たす者とします。

- (1) 個人情報を適切に管理する能力・体制を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1

項の規定に該当しない者であること。

- (3) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限の制限を受けていない者であること。
- (4) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者 でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号 に規定する者でないこと。
- (6) 茨城県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (9) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。

5 応募に関する質問

提案書作成に関する質疑については、以下の手順により受け付けます。

(1) 受付期限

令和6年3月8日(金)午後5時まで

(2) 質問様式 (様式1)

以下の項目を明記してください。

ア 団体の名称、部署名、氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレス イ 質問の表題、内容

(3) 送付方法

電子メールにより、10の問合せ先まで送付してください。なお、提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(4) 回答方法

質問毎に随時、質問者に対し電子メールにより回答します。なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できません。

6 提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案応募申請書(様式2)
 - イ 応募資格を全て満たす旨の宣誓書(様式3)
 - ウ 企画提案書(様式4)
 - 工 概算見積書

※様式は任意としますが、本事業実施に当たり必要な経費の全額を示すとともに、

その内訳がわかるように記載してください。

※合計額は2(4)に示す委託上限額以内となるようにしてください。

- オ 参加希望者の名称、所在地、連絡先、活動目的、活動実績、組織体制を記載した 書類
- (2) 提出期限

令和6年3月18日(月)午後5時必着

(3)提出方法

持参又は郵送により10の提出先まで提出してください。

(4) 提出部数

6部 (原本1部、コピー5部)

7 審査

委託候補者の選定は、以下のとおり行います。

(1)審査方法

提出書類により選定します。

(2)審査基準

別表のとおり

(3) 審査結果通知

審査結果については、速やかに参加者に文書でお知らせします。 なお、審査内容については、一切公表しません。

8 委託候補者の選定後の手続き等

(1) 契約手続

ア 県は、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)に定める随意契約の手続により、委託候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとします。

イ 本業務の業務委託仕様書は委託候補者が提出した提案書が基本となりますが、委 託候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合 は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。

(2) 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければなりません。ただし、茨城県財務規則第 138 条第 2 項各号に該当する場合は納付を免除します。

(3) 委託料の支払い

ア 委託料の支払いは、業務終了後に提出される報告書に基づき、契約内容を確実に 履行していることを確認した上で支払います。 イ 本業務を実施するにあたり必要がある場合は、受託者の請求により契約金額の 90 パーセント以内の額を概算払いすることができます。

(4) 再委託の制限

受託者は、委託事業を再委託することはできません。ただし、あらかじめ県の承認 を受けた場合は、この限りではありません。

(5) 守秘義務

受託者は、業務委託に当たり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(6) その他

- ア 書類等の作成に用いる言語、通貨は、日本語、日本円とします。
- イ 公募型プロポーザルに関する説明会は実施しません。
- ウ 公募型プロポーザル参加者は複数の提案書の提出はできません。
- エ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とするとともに、不利益処分 を行うことがあります。
- オ 提出された書類の内容は変更することができません。
- カ 提出された書類は返却しません。
- キ 参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- ク 委託契約の締結に当たっては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)や茨城県財 務規則をはじめとする諸規定が適用されます。
- ケ 本プロポーザルに基づき生じた権利義務は、令和6年度当初予算が否決された場合には、効力を失います。

9 スケジュール (予定)

募集開始令和6年3月4日(月)質問受付期限令和6年3月8日(金)提案書等提出期限令和6年3月18日(月)審査結果通知令和6年3月27日(水)契約の締結令和6年4月1日(月)

10 提案書等の提出先、問合せ先

 $\mp 310 - 8555$

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県福祉部子ども政策局少子化対策課 企画・結婚支援グループ

電話:029-301-3261 (直通)

FAX: 029-301-3264 E-mail: kosodate@pref.ibaraki.lg.jp

担 当:樫村

(別表)

| 審査項目 | 審査基準 |
|---------|-----------------------------------|
| 実施体制 | 必要な職員が確保され、事業が適正に実施できる体制が取られているか。 |
| | 実施に当たっての事業計画・スケジュールに無理がなく、妥当であるか。 |
| | トラブル発生時の対応は適切か。 |
| 研修方法・内容 | 研修講師の選定方法、選定基準が妥当であり、また、確実に手配するこ |
| | とができるか。 |
| | 研修内容は事業の目的・仕様書の内容に合致しているか。また、受講者 |
| | の理解が深められるよう工夫がされているか。 |
| 概算見積額 | 見積額は委託概算額の上限額内でかつ算定根拠は明確に示され、妥当な |
| | 内容となっているか。 |
| 事業実施能力 | 類似履行実績から、本事業の実施計画は実現性が高いか。 |